スポーツの秋に熱戦

第15回市民体育大会

第十五回南国市民体育大会が、九月十八日、市民体育館と高知高専グランドで開かれました。

今年はソフトボールとバレーボールの二種目に、五十三チーム約六百三十人が参加。

午前八時から市民体育館で開会式が行われ、実行委員長の開会宣言、大会長のあいさつに続いて、高橋学さん（長岡）が「友情と親ぼくの精神でがんばろう」と選手宣誓。

このあと、両会場に分かれて競技が開始され、熱のこもる好ゲームが展開されました。

結果は次のとおり。なお、両種目とも優勝はそれぞれコート別。

ソフトボール

Aコート

【一回戦】▽大篠南国署13—3高専寮舎会 ▽長岡インデアンス9—7大篠八木防犯自治会 ▽後免町15—2瓶岩体育会 ▽植田公民館8—2長岡メッツ

【2回戦】▽大篠南国署9—1長岡インデアンス ▽後免町8—7植田公民館

【決勝戦】南国署2821000—13 後免町501004 0—10

Bコート

【一回戦】▽久礼田B9—2大篠住吉野 ▽長岡ヤンキース12—5都築紡績 ▽国府B11—8大篠機動隊 ▽長岡西部10—3奈路

【二回戦】▽久礼田B5—4長岡ヤンキース ▽国府B13—5長岡西部

【決勝戦】久礼田1011000—3 国府500000×—5

Cコート

【一回戦】▽篠原15—8岩村公民館X ▽国府A18—11立田公民館 ▽前浜公民館14—5長岡レッズ

【二回戦】▽国府A9—6篠原 ▽大篠榎田B7—2前浜公民館

【決勝戦】国府A1300000—4 榎田B2036 00×—11

Dコート

【一回戦】▽長岡エンゼルス11—4大篠新川町 ▽岩村公民館Y5—4十市 ▽日章9—2大篠朝日町

【二回戦】▽岩村公民館Y9—2長岡エンゼルス ▽日章（不戦勝）長岡キャンディーズ

【決勝戦】日章0000131—5 岩村0000000—0

Eコート

【一回戦】▽岩村公民館Z13—3白木谷 ▽稲吉公民館2—1久礼田A ▽浜改田4—2稲生タイガース

【二回戦】▽稲吉公民館6—2岩村公民館Z ▽浜改田16—11長岡カージナルス

【決勝戦】稲吉1001000—2 浜改田301325×—14

バレーボール

Aコート

【一回戦】
- 稲生A 2（21—18、21—9）0 岡豊
- 日章しらん 2（21—4、21—9）0 白木谷

【二回戦】
- 稲生A 2（21—11、21—9）0 三和
- こんぴら長岡 2（21—13、21—12）0 日章しらん

【決勝戦】
- 稲生A 2（21—12、21—18、17—21）1 長岡
- 大篠 2（21—15、21—9）0 稲生B

Bコート

【一回戦】
- 大篠 2（21—13、21—14）0 日章
- 三和こんぴらB（不戦勝）十市
- 国府 2（21—15、21—16）0 久礼田西
- 後免 2（21—18、21—16）0 日章都築

【二回戦】
- 大篠 2（21—19、10—21、21—17）1 三和こんぴらB
- 後免 2（21—13、21—11）0 久礼田西

【決勝戦】
- 大篠 2（21—18、19—21、21—6）1 後免

10月は
県・市民税
（3期分）
国保税
（2期分）
の納付月です

ミニ広報　塩分の量参考表　1日20グラムの食塩をとっているが7～8グラム（小さじ約1.5杯）で十分

社会体育活動に開放

香南中校舎建設予定地

整地の進められていた香南中学の校舎建設予定地に、このほどりつばなグランドが完成、学校教育に支障のない限りで健全な余暇利用の場として一般市民に開放されることになりました。

この土地は、香南中の校舎新築用地として市が四十八年に購入。しかし、財政難などから建築のメドが立たずそのまま放置されていました。このため、地元の人たちをはじめ、市内のスポーツ愛好者から「このままではもったいない」と、有効な活用を望む声が出されていたものです。

完成したグランドは約七千二百平方メートル（ソフトボール二コート）。九月五日、さっそく関係者らが協議をし、次のような内容で一般市民に開放されることになりました。

▽使用できる日時

平日・午前六時～七時三十分

午後五時三十分～八時（夏は三十分遅くなる）

日曜・祝祭日・午前六時～午後八時

▽使用できる人

責任者が明確な団体、校下住民で連営委員会が適当と認めたもの。

▽申込方法

使用前月の二十日までに使用許可申請書を市民体育館まで提出してください。申請用紙は市民体育館にあります。

申請などについてのおたずねは市民体育館☎（4）3498・（有）4639まで。

〝住居表示制度〟の早期実施を要請

『町名、番地の混乱している南国市に住居表示制度を早期に実地してほしい』――このほど四国郵政局長、南国郵便局長から、住居表示制度実施についての要請書が市に提出されました。

これによると、大字『後免町』『大埇』『東崎』『野中』『甘枝』『小笹』などの地域については優に都市の形体をなしているにもかかわらず、依然として通称名を含む数種の名称が使われているほか、道路の新設などとあわせて郵便の配達に非常な支障を来たしているのが現状。

また、このことは郵政事業のみならず、市内における税務、警察消防などの行政事務、また医師、電気、ガスなどの地域住民を直接対象とする各種のサービス事業においても同じような事情にあると思われる、というものです。

こうしたことから、郵政省では『実施に当っては住居表示板の寄贈、新住所通知用はがきの無料配付をするほか、財政面からも住居表示関係の予算で融資も――』と積極的に協力する態度を示し、市当局へ制度の早期実現を働きかけています。

これに対し、市では『市民の意見を聴きながら、本格的に検討していきたい』と、前向きに取り組む意向を示しています。

住居表示制度とは

町の境界は、道路、河川、水路、鉄道、軌道の線路、その他永久的なもので、人口や家屋の密度などを考慮し適当な大きさに区切り、町名はわかりやすく、読みやすく、語調のよいものとし、建物には合理的に順序よく右回りに番号をつけます。

今まで番地であらわしていた住所を、誰にでもわかりやすい『住居番号』に改めるもので、例えば次のようになります。

（旧）南国市○○町甲1523番地 →（新）南国市○○町5番31号（○○町5—31）

あなたの顔を差しあげます

広報紙にのったあなたの写真を差しあげます。ご希望の人は企画財政課広報広聴係へ、ハガキ、電話（3－2111）でどうぞ。

ミニ広報　職ラーメン（100グラム中）7グラム、食パン2切（120グラム中）1.5グラム